

1. 世界の鉄鋼生産・鉄鋼輸出 [データ出所：世界鉄鋼協会等]
 - 2014年の世界の粗鋼生産は16.7億ト。1990～2000年は年率1%程度の伸び、2001～2010年は年率5%程度の大幅な伸び、以降は年率3%程度の伸び。
 - 世界粗鋼生産推移(億ト)：1990年7.7、2000年8.5、2005年11.5、2010年14.3、2014年16.7
 - 2014年の中国の粗鋼生産は8.2億ト。世界の約半分(49%)を生産(1990年：9%、2000年：15%から大幅な伸び)。
 - 中国粗鋼生産推移(億ト、カッコ内は比率)：1990年0.7(9%)、2000年1.3(15%)、2005年3.6(31%)、2010年6.4(45%)、2014年8.2(49%)
 - 2014年の国別粗鋼生産(億ト)：中国8.2、EU1.7、日本1.1、米国0.9、インド0.9、韓国0.7、アジア0.7、他2.5
 - 世界の粗鋼生産能力は23億ト(うち中国12億ト)と言われており、約6億ト(うち中国4億ト)が能力過剰。
 - 2014年の主要国の鉄鋼輸出は、中国98百万ト、日本42百万ト、EU36百万ト、韓国33百万ト。
 - ここ数年、中国の輸出増が顕著。
 - 中国の鉄鋼輸出推移(百万ト)：2005年34、2010年47、2011年54、2012年60、2013年66、2014年98
 - 日本の鉄鋼輸出推移(百万ト)：2005年33、2010年43、2011年41、2012年42、2013年43、2014年42
2. 世界の鉄鋼通商摩擦 [注：AD・SG措置の件数は当社関連品目のみをカウント]
 - 2007年頃から、中国における鉄鋼輸出増に対する米国・EU等での通商規制強化を契機に、全世界において貿易救済措置の発動件数が増大。
 - 現在、世界において約110件のAD措置、16件のSG措置が発動中又は調査中。うち、2013年以降の調査開始案件は、AD措置60件、SG措置11件であり、直近の3年弱で倍増。
 - 特に本年は、6～8月に米国にて薄板類(熱延鋼板・冷延鋼板・メッキ鋼板)のAD調査が開始され、中国・韓国・台湾等から米国に輸出されていた薄板類が米国以外の各地へ還流、これを警戒する多くの国が連鎖的にAD・SG調査を開始(又は開始を警告)する深刻な事態。
 - 足元の主要なAD・SG実施国は、米国(21件)、豪州(13件)、インド(11件)、タイ(10件)、インドネシア(9件)、カナダ(7件)。
 - AD措置の主要な対象国・地域は、中国(70件)、韓国(39件)、台湾(25件)、日本(21件)、EU(15件)。
鉄鋼輸出国・地域がAD・SGの対象になるケースが多い。
3. 日本の鉄鋼生産・輸出入 [データ出所：日本鉄鋼連盟等]
 - 2014年の日本の粗鋼生産は1.1億ト。
 - 生産に対する輸出比率は約40%。主要な向け先は自動車・電機・エネルギー等の製造業、及び現地出資会社等への中間製品供給。日系需要家の海外展開に伴い、現地にて製造困難な高付加価値品を中心に高水準の輸出を継続中。
 - 国内消費に対する輸入比率は10%弱。但し、薄板類(熱延鋼板・冷延鋼板)の輸入比率は20～30%。韓国・台湾・中国からの輸入が増大傾向。
4. 日本における鉄鋼通商摩擦と日本各社の取組み
 - < 鉄鋼輸出関連 >
 - 足元、日本製の鉄鋼製品に対する貿易救済措置は、AD措置21件、SG措置16件。
 - 対日AD・SG調査が開始された場合、日本の鉄鋼各社は(AD調査における各社の個別調査対応と併行して)、弁護士を共同起用し、日本政府・現地需要家等の支援を得て、日本製品の輸出が提訴国の国内産業に損害を与えていないことを提訴国の調査当局に説明することにより、発動要件を満たさない措置の発動を阻止する活動を実施。
 - また、今後も中国等に対する通商摩擦に日本が巻き込まれるリスクが高まると考えられることから、高付加価値製品を中心とする輸出を継続するとともに、通商摩擦の未然防止に向けた理解活動を実施中(日本政府による鉄鋼対話への参加等)。
 - < 鉄鋼輸入関連 >
 - 日本鉄鋼連盟にて毎月の鉄鋼輸入状況をモニタリング中。特に足元は、米国のAD調査開始に伴う薄板類の還流懸念の高まりに対し、モニタリングを強化。
 - このようななか、日本政府によるAD調査申請手続の簡略化は、不公正な輸入防止に資するもの。これまで、鉄鋼分野でのAD調査申請を行ったことが無いものの、ダンプシグ輸入による損害が認められる場合には前向きに検討したい。
 - AD調査申請をするにあたり、国内需要家への理解活動、被提訴国からの報復的な動きの恐れ、に留意する必要あり。特に については(鉄鋼分野に限らず)、極めて重要と認識。
5. 民間企業としての要望事項
 - 全世界のAD手続が、提訴者・被提訴者のいずれの側にとっても、USERフレンドリーなものとなることを希望。
 - [例]「損害調査とダンプシグ調査を独立して行うこと(含、損害フェーズのみ協力する被提訴者の公平な取扱)」、「ダンプシグ調査における関連者(affiliate)との取引、引当調査等の合理的な範囲での簡素化」等

以上